

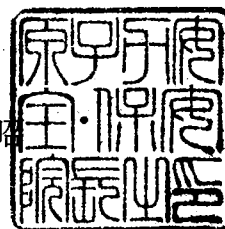
経済産業省

平成 23・01・05 原院第 1 号

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成 23 年 1 月 17 日

経済産業省原子力安全・保安院長 寺坂 信昭



高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)の一部を改正する規程

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)(平成 19・06・18 原院第 2 号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、平成 23 年 1 月 17 日から施行する。

○高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)(平成19・06・18原院第2号)

改正案	現行
<p>(1) 高压ガス保安法及び高压ガス保安法施行令の運用及び解釈について</p> <p>I. 高压ガス保安法関係</p> <p>第5条関係(製造の許可等)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第41条第1号の原動機又は第6号の燃料装置において、専ら走行の用に供されることのみを目的として行われる加圧又は圧縮(走行の用に供するための整備を行う際に、常用の圧力以下の圧力で加圧又は圧縮することを含む。)については、第1項第1号の「高压ガスの製造」には該当しないものとする。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>第20条関係(完成検査)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) コールド・エバポレータ(以下この条において「CE」という。)に係る貯槽の移設時に行う完成検査については、高压ガス保安協会又は指定特定設備検査機関の特定設備検査員が、次に定める「CEに係る貯槽の移設に伴う性能検査基準」により実施した検査に合格し、移設に係る性能検査合格証の交付を受けているCEに係る貯槽である場合には、その記録の確認をもってその部分に係る完成検査とすることができる。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 完成検査受検者は、高压ガス保安協会又は指定完成検査機関に検査の申請を行うに当たり、当該完成検査に係る許可(変更許可)申請書の控えを同協会又は同機関に提出するものとする。</p> <p>具体的方法については、都道府県知事への許可(変更許可)申請の際に申請書を3部(正1部、副2部)作成し、都道府県知事、受検者及び完成検査実施機関が保管することとする。なお、3部全てに都道府県知事の受付印が必要である。</p> <p>(7) (略)</p> <p>第24条関係(家庭用設備の設置等)</p> <p>(1) 本条は厳密には料理飲食店等一般消費者の生活の用に供するための設備でないものには適用はないが、その消費の実態から判断して家庭用設備に準ずると考えられるものについては、同様に扱うことが望ましい。</p> <p>(2) 圧縮天然ガスとは、メタンを主成分とするガスを圧縮したものをいう(以下同じ。)</p> <p>第35条関係(保安検査)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 都道府県知事は、高压ガス保安協会又は指定保安検査機関が実施した保安検査について、同協</p>	<p>(1) 高压ガス保安法及び高压ガス保安法施行令の運用及び解釈について</p> <p>I. 高压ガス保安法関係</p> <p>第5条関係(製造の許可等)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第41条第1号又は第6号に規定する原動機又は燃料装置において、専ら走行の用に供されることのみを目的として行われる加圧又は圧縮については、<u>法5条第1項</u>の「高压ガスの製造」には該当しないものとする。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>第20条関係(完成検査)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) コールド・エバポレータ(以下「CE」という。)に係る貯槽の移設時に行う完成検査については、高压ガス保安協会又は指定特定設備検査機関の特定設備検査員が、次に定める「CEに係る貯槽の移設に伴う性能検査基準」により実施した検査に合格し、移設に係る性能検査合格証の交付を受けているCEに係る貯槽である場合には、その記録の確認をもってその部分に係る完成検査とすることができる。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 完成検査受検者は、高压ガス保安協会又は指定完成検査機関に検査の申請を行うに当たり、当該完成検査に係る許可(変更許可)申請書の控えを同機関に提出するものものとする。</p> <p>具体的方法については、都道府県知事への許可(変更許可)申請の際に申請書を3部(正1部、副2部)作成し、都道府県知事、受検者、<u>完成検査実施機関</u>が保管することとする。なお、3部全てに都道府県知事の受付印が必要なのは<u>いうまでもない</u>。</p> <p>(7) (略)</p> <p>第24条関係(家庭用設備の設置等)</p> <p>本条は厳密には料理飲食店等一般消費者の生活の用に供するための設備でないものには適用はないが、その消費の実態から判断して家庭用設備に準ずると考えられるものについては、同様に扱うことが望ましい。</p> <p>第35条関係(保安検査)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 都道府県知事は、高压ガス保安協会又は指定保安検査機関が実施した保安検査について、同機</p>

会又は同機関からの報告及び受検事業者からの受検届出書をもとに管内事業所の保安検査受検状況を把握し、未検査事業所が生じないように留意すること。

(5) (略)

第35条の2関係(定期自主検査)

自主検査の記録は、保安検査、立入検査等の際には、併せてこれを検査するように努め、当該製造施設の保安の確保に遺漏のないよう期されたい。

なお、平成3年改正後の本条の規定においては、法第56条の7第2項の認定を受けた設備を使用する第二種製造者について定期自主検査が課せられることとなり、平成8年改正後の規定においては、一般高压ガス保安規則第83条、液化石油ガス保安規則第81条、コンビナート等保安規則第38条及び冷凍保安規則第44条で定める容積(冷凍の場合には冷凍能力)以上の高压ガスを製造する第二種製造者についても定期自主検査が課せられることとなるので、念のため。

(2)一般高压ガス保安規則の運用及び解釈について

第2条関係

第1項第23号中圧縮天然ガススタンドについて

「圧縮天然ガススタンド」は、圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に固定した容器(当該車両の燃料容器に限る。)のみに充填する充填所をいう。ただし、災害その他の非常時に、ガス事業法施行規則(昭和45年通商産業省令第97号)第1条第2項第6号に規定する「移動式ガス発生設備」に充填することを妨げるものではない。

なお、第64条第2項第4号も同様である。

また、ガス工作物である昇圧供給装置に天然ガス自動車、カードル等を直接に接続して天然ガスを充填する行為については、ガス事業法(昭和29年法律第51号)上の「導管によるガスの供給」に該当し、当該充填に係る昇圧供給装置の安全確保、充填される天然ガス自動車、カードル等の高压ガス保安法への適合確認、その他本方式による充填行為に係る安全確保は、ガス事業法により行われ、同法第47条の4の規定により、高压ガス保安法は適用されない。ただし、本方式により充填を行う場合であっても、充填された天然ガス自動車、カードル等に係る安全規制(当該容器から他の容器への移充填、貯蔵又は移動に係る規制等)については高压ガス保安法が適用される。

《参考》

- ① 昇圧供給装置：ガス事業法
- ② 昇圧供給装置から容器への充填行為：ガス事業法
- ③ 充填された容器：高压ガス保安法
- ④ 充填された容器からの再充填行為：高压ガス保安法

《概要図》

関からの報告及び受検事業者からの受検届出書をもとに管内事業所の保安検査受検状況を把握し、未検査事業所が生じないように留意すること。

(5) (略)

第35条の2関係(定期自主検査)

自主検査の記録は、保安検査、立入検査等の際には、併せてこれを検査するように努め、当該製造施設の保安の確保に遺漏のないよう期されたい。

なお、改正前の本条の規定においては、第二種製造者については定期自主検査の規定は課せられていなかったが、改正後の規定においては、省令で定める容積以上の高压ガスを製造する第二種製造者について定期自主検査が課せられることとなるので、念のため。

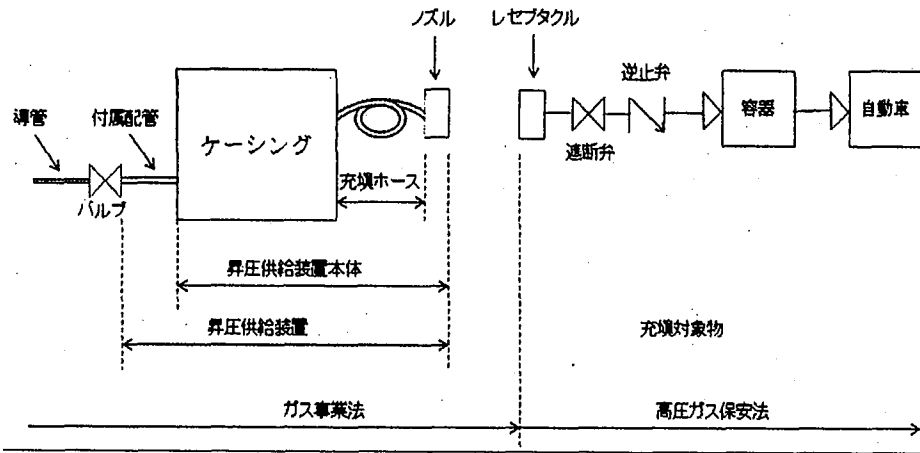
(2)一般高压ガス保安規則の運用及び解釈について

第2条関係

第1項第23号中圧縮天然ガススタンドについて

「圧縮天然ガススタンド」は、圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に固定した容器(当該車両の燃料容器に限る。)のみに充てんする充てん所を言う。従って、車両から取り外した単体の容器に充てんする場合や当該車両の燃料容器以外の車両に固定した容器に圧縮天然ガスを充てんする場合は、当該設備は圧縮天然ガススタンドに該当しない。

なお、第64条第2項第4号も同様である。



第6条関係

1. ～3. (略)
4. 第1項第4号中「当該製造設備」の範囲については製造に必要なものである限りは製造するガスの種類が途中で異なる場合であっても配管により接続されている全体を一つの製造設備とみなす。
「酸素の製造設備」については例えば空気分離により窒素の製造を行う場合は、酸素の製造も行われているので当該分離器は酸素の製造設備ともなる。これらについては右の図を参照すること。
5. (略)
6. (略)
- ①～④ (略)
- ⑤ 危険物の規制に関する政令第17条第1項第8号の技術上の基準が適用される給油取扱所のタンク
- ⑥ (略)
7. 8. (略)
9. 第1項第22号は、丸形ガラス管液面計はそもそもせい弱であるので、一定の貯槽を除いて全面的に使用を禁止したものであり、また、同号の後段は、丸形ガラス管以外のガラス液面計を使用した場合にあっては当該材料の強度からみて所要の措置を講じさせる旨の規定である。
「ガラス液面計」とは、部分的にでもガラスを使用した全てのものを含み、丸形の管に限定されるものではなく、クリンガー式液面計もこれに含まれるので念のため。
10. ～16. (略)

第13条関係

- (1)・(2) (略)
- (3) 使用する材料は、「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について(平成13・03・23原院第1

第6条関係

1. ～3. (略)
4. 第1項第4号中「当該製造設備」の範囲については製造に必要なものである限りは製造するガスの種類が途中で異なる場合であっても配管により接続されている全体を一つの製造設備とみなす。
「酸素の製造設備」については例えば空気分離により窒素の製造を行う場合は、酸素の製造も行われているので当該分離器は酸素の製造設備ともなる。これらについては右の図を参照して運用されたい。
5. (略)
6. (略)
- ①～④ (略)
- ⑤ 危険物の規制に関する政令第17条第1項第6号の技術上の基準が適用される給油取扱所のタンク
- ⑥ (略)
7. 8. (略)
9. 第1項第22号は、丸形ガラス管液面計は、そもそもせい弱であるので、一定の貯槽を除いて全面的に使用を禁止したものであり、また、同号の後段は、丸形ガラス管以外のガラス管ゲージを使用した場合にあっては当該材料の強度からみて所要の措置を講じる旨の規定である。
「ガラス管ゲージ」とは、部分的にでもガラスを使用した全てのものを含み、丸形の管に限定されるものではなく、クリンガー式液面計もこれに含まれるので念のため。
10. ～16. (略)

第13条関係

- (1)・(2) (略)
- (3) 製造細目告示で定める材料は使用しないこと。

号)9. ガス設備等に使用する材料」の規定によること。

(4)～(6) (略)

第55条関係

(削除)

第60条関係

第1項第7号について

「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について(平成13・03・23原院第1号)35. シリンダーキャビネット」の規定によるシリンダーキャビネットに収納して消費する場合、本号の規定を満たしているものとする。

第1項第10号において、「消費に使用する設備(家庭用設備を除く。)から5メートル以内においては、喫煙及び火気(当該設備内のものを除く。)の使用を禁じ」とあるが、在宅酸素療法において酸素を小規模に消費する設備の場合は、直近において喫煙し、あるいは火気を使用する場合を除いて、その危険性は非常に低い。したがって、在宅酸素療法において酸素を内容積5リットル以下の容器を用いて消費する設備及び酸素を内容積5リットル超の容器を用いて消費する設備のうち減圧設備より下流の設備については、本号の規定にかかわらず、直近での喫煙及び火気の使用のみを禁止するものとして運用するものとする。

なお、その場合、漏えいした酸素が滞留しないようにすること。

別表関係

別表第1(第35条第1項関係)の第7項第5号及び別表第3(第82条第3項関係)の第3項第16号下欄中の「書面」とは、移動式製造設備を所有する者等が、その従業員の遵守すべき社内基準を定めた業務規程、業務マニュアル等をいう。また、当該「書面」に次の記載があれば、コールド・エバポレータにおいて充填容量の確認後直ちに移動式製造設備から液化ガスの供給を適切に停止できる距離であると解する。

- (1) 移動式製造設備に装備する充填ホースが6m以内であること又は指定停車位置を、コールド・エバポレータの液化ガスの受入口から6m以内とすること。
- (2) 移動式製造設備を停車した際に、周囲を確認し、コールド・エバポレータとの間に障害となるものが存在しない等充填の際何らかの問題が発生した場合に液化ガスの供給が適切に停止できる位置関係であることを確認すること。

(3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について

第6条関係

1. ～6. (略)

7. 法第20条に基づく完成検査時において、次に掲げる液体危険物タンクが第1項第17号の耐圧試験に合格することを確認する方法には、危険物の規制に関する政令第8条の2第7項の水圧検査に係るタンク検査済証を確認することを含むものとする。

(4)～(6) (略)

第55条関係

第1項第22号のイについて

ガスの拡散防止とは、次の措置を講ずることをいう。

(1)～(4) (略)

第60条関係

第1項第7号について

製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示第11条の3の規定によるシリンダーキャビネットに収納して消費する場合、本号の規定を満たしているものとする。

第1項第10号において、「消費に使用する設備(家庭用設備を除く。)から5メートル以内においては、喫煙及び火気(当該設備内のものを除く。)の使用を禁じ」とあるが、在宅酸素療法において酸素を小規模に消費する設備の場合は、直近において喫煙し、あるいは火気を使用する場合を除いて、その危険性は非常に低い。したがって、在宅酸素療法において酸素を内容積5リットル以下の容器を用いて消費する設備及び酸素を内容積5リットル超の容器を用いて消費する設備のうち減圧設備より下流の設備については、本号の規定にかかわらず、直近での喫煙及び火気の使用のみを禁止するものとして運用するものとする。

なお、その場合、漏洩した酸素が滞留しないようにすること。

(新設)

(3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について

第6条関係

1. ～6. (略)

7. 法第20条に基づく完成検査時において、次に掲げる液体危険物タンクが第1項第17号の耐圧試験に合格することを確認する方法には、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第8条の2第7項の水圧検査に係るタンク検査済証を確認することを含むものとする。

①～④ (略)

⑤危険物の規制に関する政令第17条第1項第8号の技術上の基準が適用される給油取扱所のタンク

⑥ (略)

8. (略)

9. 第1項第24号は、丸形ガラス管液面計はそもそもぜい弱であるので、一定の貯槽を除いて全面的に使用を禁止したものであり、また、同号の後段は、丸形ガラス管以外のガラス液面計を使用した場合にあっては当該材料の強度からみて所要の措置を講じさせる旨の規定である。

「ガラス液面計」とは、部分的にでもガラスを使用した全てのものを含み、丸形の管に限定されるものではなく、クリンガー式液面計もこれに含まれるので念のため。

10. (略)

(4)コンビナート等保安規則の運用及び解釈について

第2条関係

第1項第14号及び第15号中特定液化石油ガススタンド及び圧縮天然ガススタンドについて

「特定液化石油ガススタンド」は、液化石油ガスを燃料として使用する車両のいわゆる着脱式容器(例えば、フォークリフトに使用している容器)にのみ充填する充填所は含まれない。

また、例えば製造設備により、液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定した容器に当該液化石油ガスを直接充填する場合は、当該設備は特定液化石油ガススタンドにもなる。逆の場合も同様である。

「圧縮天然ガススタンド」は、圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に固定した容器(当該車両の燃料用容器に限る。)のみに充填する充填所をいう。ただし、災害その他の非常時に、ガス事業法施行規則第1条第2項第6号に規定する「移動式ガス発生設備」に充填することを妨げるものではない。

なお、第24条第2項第2号も同様である。

第5条関係

1. ～6. (略)

7. 第1項第13号中「貯槽」(貯蔵能力が三百立方メートル又は三千キログラム以上のものに限る。)とは、一つの貯槽の貯蔵能力をいうこととする。

「その外面から、他の」は「貯槽」につながるものである。

「最大直径」とは、枕型貯槽にあっては、軸方向に直角に切った断面の最大直径をいう。

本号は、コンビナート等保安規則附則第2条の既存製造施設に該当する貯槽(以下「既存貯槽」といふ。)については適用を除外されているが、一般高圧ガス保安規則第6条第1項第5号又は液化石油ガス保安規則第6条第1項第8号にそれぞれ貯槽間距離の規定があるので、本規則の適用を受ける特定製造事業所に係る既存貯槽は、一般高圧ガス保安規則第6条第1項第5号又は液化石油ガス保安規則第6条第1項第8号の適用を受けることとなるので留意されたい。

なお、新設貯槽については、水噴霧装置による代替は認められないので、念のため。

8. (略)

①～④ (略)

⑤危険物の規制に関する政令第17条第1項第6号の技術上の基準が適用される給油取扱所のタンク

⑥ (略)

8. (略)

9. 第1項第24号は、丸形ガラス管液面計は、そもそもぜい弱であるので一定の貯槽を除いて全面的に使用を禁止したものであり、また、同号の後段は、丸形ガラス管以外のガラス管ゲージを使用した場合にあっては、当該材料の強度からみて所要の措置を講じさせる旨の規定である。

「ガラス管ゲージ」とは、部分的にでもガラスを使用した全てのものを含み、丸形の管に限定されるものではなく、クリンガー式液面計もこれに含まれるので念のため。

10. (略)

(4)コンビナート等保安規則の運用及び解釈について

第2条関係

第1項第14号及び第15号中特定液化石油ガススタンド及び圧縮天然ガススタンドについて

「特定液化石油ガススタンド」は、液化石油ガスを燃料として使用する車両のいわゆる着脱式容器(例えば、フォークリフトに使用している容器)にのみ充てんする充てん所は含まれない。

また、例えば製造設備により、液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定した容器に当該液化石油ガスを直接充てんする場合は、当該設備は特定液化石油ガススタンドにもなる。逆の場合も同様である。

「圧縮天然ガススタンド」は、圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に固定した容器(当該車両の燃料用容器に限る。)のみに充てんする充てん所をいう。従って、車両から取り外した単体の容器に充てんする場合や当該車両の燃料用容器以外の車両に固定した容器に圧縮天然ガスを充てんする場合は、当該設備は圧縮天然ガススタンドに該当しない。

なお、第24条第2項第2号も同様である。

第5条関係

1. ～6. (略)

7. 第1項第13号中「貯槽」(貯蔵能力が300m³又は3,000kg以上のものに限る。)とは、一つの貯槽の貯蔵能力をいうこととする。

「その外面から、他の」は「貯槽」につながるものである。

「最大直径」とは、枕型貯槽にあっては、軸方向に直角に切った断面の最大直径をいう。

本号は、既存貯槽については適用を除外されているが、一般高圧ガス保安規則第6条第1項第5号又は液化石油ガス保安規則第6条第1項第8号にそれぞれ貯槽間距離の規定があるので、本規則の適用を受ける特定製造事業所に係る既存貯槽は、一般高圧ガス保安規則又は液化石油ガス保安規則の適用を受けることとなるので留意されたい。

なお、新設貯槽については、水噴霧装置による代替は認められないので、念のため。

8. (略)

9. 法第20条に基づく完成検査時において、次に掲げる液体危険物タンクが第1項第17号の耐圧試験に合格することを確認する方法には、危険物の規制に関する政令第8条の2第7項の水圧検査に係るタンク検査済証を確認することを含むものとする。

①～④ (略)

⑤ 危険物の規制に関する政令第17条第1項第8号の技術上の基準が適用される給油取扱所のタンク

⑥ (略)

10. ～13. (略)

14. 第1項第33号は、丸形ガラス管液面計はそもそもぜい弱であるので、一定の貯槽を除いて全面的に使用を禁止したものであり、また、同号の後段は、丸形ガラス管以外のガラス液面計を使用した場合にあっては当該材料の強度からみて所要の措置を講じさせる旨の規定である。

「ガラス液面計」とは、部分的にでもガラスを使用した全てのものを含み、丸形の管に限定されるものではなく、クリンガー式液面計もこれに含まれるので念のため。

15. ～22. (略)

(5) 冷凍保安規則の運用及び解釈について

第5条関係

第3号中「自然環流式冷凍設備」とは、蒸発部及び凝縮部が冷媒通路により接続され冷媒ガスの液化及び蒸発のサイクルを繰り返すものをいい、液化ガスの送液用のポンプの有無を問わない。

第3号中「自然循環式冷凍設備」とは、配管により接続された蒸発器及び凝縮器を使用して冷媒ガスの液化及び蒸発のサイクルを繰り返すものをいい、液化ガスの送液用のポンプの有無を問わない。

第4号表中「その他のガス」とは、表中に掲名されているフルオロカーボン以外のフルオロカーボン(例えば、フルオロカーボン407A。この場合、R407Aという表現を用いてもよい。)をいう。

なお、例えば、三元冷凍方式による製造設備の場合、低温側の冷凍設備にフルオロカーボン14を冷媒として使用することがあるが、この場合フルオロカーボン14は冷凍能力の算定に必要なガスではないので、Cの表に掲げられていない。

第7条関係

イ (略)

ロ 第2号中「外部から見やすいように」とは、当該施設の外部(例えば、地下機械室に冷房に係る製造設備が設置されている場合は、当該機械室の外部をいうものとする。)のいずれの方向からも第三者にも分かるようにすればよい。

ハ (略)

ニ 第6号の冷媒設備の設置に際し、規則第64条第2号に規定する気密試験及び耐圧試験に合格した旨の証明書をもって、完成検査の際の資料として使用することができるものとする。

ただし、気密試験は次によるものとする。

① 冷媒設備の製造工場において、あらかじめ気密試験を実施し、これに合格した容器等を使用して機器の冷媒設備として組み立てた冷媒設備の気密試験は、組立てに係る接続部及び配管に対して気

9. 法第20条に基づく完成検査時において、次に掲げる液体危険物タンクが第1項第17号の耐圧試験に合格することを確認する方法には、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第8条の2第7項の水圧検査に係るタンク検査済証を確認することを含むものとする。

①～④ (略)

⑤ 危険物の規制に関する政令第17条第1項第6号の技術上の基準が適用される給油取扱所のタンク

⑥ (略)

10. ～13. (略)

14. 第1項第33号は、丸形ガラス管液面計はそもそもぜい弱であるので、一定の貯槽を除いて全面的に使用を禁止したものであり、また、同号の後段は、丸形ガラス管以外のガラス管ゲージを使用した場合にあっては当該材料の強度からみて所要の措置を講じさせる旨の規定である。

「ガラス管ゲージ」とは、部分的にでもガラスを使用した全てのものを含み、丸形の管に限定されるものではなく、クリンガー式液面計もこれに含まれるので念のため。

15. ～22. (略)

(5) 冷凍保安規則の運用及び解釈について

第5条関係

第3号中「自然環流式冷凍設備」とは、蒸発部及び凝縮部が冷媒通路により接続され冷媒ガスの液化及び蒸発のサイクルを繰り返すものをいい、液化ガスの送液用のポンプの有無を問わない。

第3号中「自然循環式冷凍設備」とは、配管により接続された蒸発器及び凝縮器を使用して冷媒ガスの液化及び蒸発のサイクルを繰り返すものをいう。

第4号表中「その他のガス」とは、表中に掲名されているフルオロカーボン以外のフルオロカーボン(例えば、フルオロカーボン407A。この場合、R407Aという表現を用いてもよい。)をいう。

なお、例えば、三元冷凍方式による製造設備の場合、低温側の冷凍設備にフルオロカーボン14を冷媒として使用することがあるが、この場合フルオロカーボン14は冷凍能力の算定に必要なガスではないので、Cの表に掲げられていない。

第7条関係

イ (略)

ロ 第2号中「外部から見やすいように」とは、当該施設の外部(例えば、地下機械室に冷房に係る製造設備が設置されている場合は、当該機械室の外部をいうものとする。)のいずれの方向からも第三者にもわかるようにすればよい。

ハ (略)

ニ 第6号の冷媒設備の設置に際し、規則第64条第2号に規定する気密試験及び耐圧試験に合格した旨の証明書をもって、完成検査の際の資料として使用することができるものとする。

ただし、気密試験は次によるものとする。

① 冷媒設備の製造工場において、あらかじめ気密試験を実施し、これに合格した容器等を使用して機器の冷媒設備として組み立てた冷媒設備の気密試験は、組立てに係る接続部及び配管に対して気密

密試験を行わなければならない。

- ② 冷媒設備の製造工場において、あらかじめ冷媒配管を連結して気密試験を実施し、これに合格した冷媒設備については、分解しないで当該冷媒設備を掘付けした場合は、掘付け後に行う気密試験を省略することができる。ただし、あらかじめ気密試験を実施し、これに合格した機器の冷媒設備を分解した場合には、当該機器の冷媒設備の掘付け後再組立したときの分解部分に対して気密試験を行わなければならない。

ホ・ヘ(略)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

第17条関係

(1)～(7) (略)

- (8) 消耗品(例えば、ボルト・ナット、パッキン、ガスケット、シール材、断熱材、ポンプのローター、圧縮機のピストン・ピストンリング、蓄電池、散水・噴霧ノズル、除害剤、除害のための作業に必要な防毒マスクその他の保護具、圧力計・温度計(同一方式の取替えに限る。)等)の取替え

第36条関係

(1)・(2)

(3) (略)

- ① 法第3条第1項及びガス事業法第47条の2の規定により、法の適用を除外されている施設内における高圧ガスの製造に関する経験

②～⑥ (略)

(8)特定設備検査規則の運用及び解釈について

第19条関係

(1) (略)

- (2) 第1項の表第4号及び第2項の表第4号中「層成胴の層成材又は外筒の突合せ片側溶接継手」とは、層成胴のうち内筒を除いた部分を作るための突合せ片側溶接継手をいう。

試験を行わなければならない。

- ② 冷媒設備の製造工場において、あらかじめ冷媒配管を連結して気密試験を実施し、これに合格した冷媒設備については、分解しないで当該冷媒設備をすえ付けた場合は、すえ付け後に行う気密試験を省略することができる。ただし、あらかじめ気密試験を実施し、これに合格した機器の冷媒設備を分解した場合には、当該機器の冷媒設備のすえ付け後再組立したときの分解部分に対して気密試験を行わなければならない。

ホ・ヘ (略)

ト 第17号イ、ロ及びハ中「保安上重大な影響を与えるバルブ等」とは、例えば各圧力区分において圧力が区分されるバルブ、安全弁及びその弁元、電磁弁、緊急放出弁、圧縮機吐出配管止め弁、冷却水止め弁、ブライン止め弁等である。

チ 第17号イ中「開閉方向を明示すること」とは、当該バルブ等に開閉方向を明示することはもちろん、表示板で明示することでもよい。

リ 第17号イ中「開閉状態を明示すること」とは、当該バルブ等に開閉状態を示す指針で明示すること又は表示板で明示することとする。この場合において、保安上重大な影響を与えるバルブ等のうち安全弁については省略することができる。

ヌ 第17号ハ中「施錠、封印等誤操作を防止するための措置を講ずること」とは、操作時に支障のない方法でハンドルを取り外しておくことでもよいものとする。この場合において、安全弁は、スプリングの調整に対し施錠又は封印するものとし、安全弁の元弁は、緊急時に操作する必要上禁札を取り付けることとする。

第17条関係

(1)～(7) (略)

- (8) 消耗品(例えば、ボルト・ナット、パッキン、ガスケット、シール材、断熱材、ポンプのローター、圧縮機のピストン・ピストンリング、蓄電池、散水・噴霧ノズル、除害剤、除害のための作業に必要な防毒マスクその他の保護具)の取替え

第36条関係

(1)・(2)

(3) (略)

- ① 法第3条第1項及びガス事業法(昭和45年法律第18号)第47条の2の規定により、法の適用を除外されている施設内における高圧ガスの製造に関する経験

②～⑥ (略)

(8)特定設備検査規則の運用及び解釈について

第19条関係

(1) (略)

- (2) 表第4号中「層成胴の層成材又は外筒の突合せ片側溶接継手」とは、層成胴のうち内筒を除いた部分を作るための突合せ片側溶接継手をいう。

(9) 容器保安規則の運用及び解釈について

第7条関係

(1) (略)

(2) 第1項第8号の規定の解釈は次に掲げるものとする。

① (略)

② 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素運送自動車用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては、それぞれ当該容器以外の容器として用いられたことがない容器であること。

③ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素運送自動車用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器以外の容器にあっては、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素運送自動車用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器として用いられたことがない容器であること。

第8条関係

(1) (略)

(2) 第1項第3号中「充填すべき高压ガスの種類」に係る刻印等は、次のとおり刻印等することができるものとする。

① 校正用ガス(日本工業規格K0055(2002)ガス分析装置校正方法通則の校正用ガスをいう。以下同じ。)の場合にあっては、校正用ガスであることを示す④にバランスガス(当該校正用ガスの圧力に影響を及ぼすガス)の種類を併せて刻印等する。なお、改正前の日本工業規格K0055(1986)ガス分析装置校正方法通則の標準ガスであることを示す⑤にバランスガス(当該標準ガスの圧力に影響を及ぼすガス)の種類を併せて刻印等したものに關しては、改正前と同様に取り扱うこととする。

②・③ (略)

(3)～(8) (略)

(9) 第1項第10号中「容器検査に合格した日」が、当該容器が製造された後最初に行つた耐圧試験に合格した年月日ではなく直近の耐圧試験に合格した年月日である容器については、最初に行つた耐圧試験日の前日を起算日とする。

※別表 溶接容器製造業者の刻印符号

所管産業保安監督部名	会社名	事務所所在地	符号	
			<120リットル	≥120リットル
東北支部 ※ 関東監督部	東北電機鉄工株式会社	山形県酒田市大浜1丁目4の57	D	
	株式会社関東高压容器製作所	群馬県前橋市鳥取町153の1	G	
	※ 株式会社旭製作所	埼玉県さいたま市岩槻区掛7915	U	
	※ 高压昭和ポンベ株式会社	茨城県土浦市北神立町4の1	Z	PL
	※ 株式会社作左部工業所	東京都大田区東谷5丁目8の2	S	

(9) 容器保安規則の運用及び解釈について

第7条関係

(1) (略)

(2) 第1項第8号の規定の解釈は次に掲げるものとする。

① (略)

② 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器以外の容器として用いられたことがない容器であること。

③ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器以外の容器にあっては、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器として用いられたことがない容器であること。

第8条関係

(1) (略)

(2) 第1項第3号中「充てんすべき高压ガスの種類」に係る刻印等は、次のとおり刻印等することができるものとする。

① 標準ガス(日本工業規格 K0055(1986)標準ガスをいう。)の場合にあっては、標準ガスであることを示す略号 OS にバランスガス(当該標準ガスの圧力に影響を及ぼすガス)の種類を併せて刻印等する。

②・③ (略)

(3)～(8) (略)

(9) 第1項第10号中「容器検査に合格した日」が、第4項第2号の規定による「最初に行つた耐圧試験日」ではなく「直近の耐圧試験」の年月日である容器については、「最初に行つた耐圧試験日」の前日を起算日とする。

※別表 溶接容器製造業者の刻印符号

所管産業保安監督部名	会社名	事務所所在地	符号	
			<120リットル	≥120リットル
東北支部 ※ 関東監督部	東北電気鉄工	山形県酒田市大浜1丁目4の57	D	
	※ 関東高压容器製作所	群馬県前橋市鳥取町153の1	G	
	※ 閉期日製作所	埼玉県岩槻市掛7915	U	
	※ 昭和高压工業	茨城県土浦市北神立町4の1	Z	PL
	※ 閉作左部工業所	東京都大田区東谷5丁目8の2	S	

中部監督部	※	戸塚高圧瓦斯容器株式会社	東京都台東区東上野3丁目32の1	T						
	※	株式会社平和アルミ製作所	東京都荒川区町屋6丁目34の4	X						
	※	東海工器株式会社	静岡県静岡市清水区セツ新屋530	Y						
		株式会社関東片倉製作所	群馬県前橋市河原浜町361番地	V						
	※	株式会社天尾製作所	東京都墨田区向島3丁目20番6号	P						
		富士工器株式会社 (城北工機株式会社)	愛知県名古屋市中区新栄2丁目9の11	J	J					
						J				
						J				
						J				
						J				
近畿支部		中央精機株式会社	愛知県安城市尾崎町丸田1番地7	W	W					
	※	栄製機株式会社	愛知県豊川市穂の原3丁目14の3	B						
		日本車輛製造株式会社	愛知県豊川市穂の原2丁目20		重V					
		ニイミ産業株式会社	愛知県名古屋市中村区那古野1丁目39の12		PPY					
					PNT					
					PNB					
					PNR					
		富士車輛株式会社	滋賀県守山市千代町13番地1	F	F					
						F				
						F				
中国監督部	※	日本高圧容器株式会社	兵庫県尼崎市尾浜北裏190	N						
	※	日東工業株式会社	兵庫県尼崎市西長州本通2丁目41	A						
	※	川鉄コンテナ株式会社	大阪府大阪市北区堂島浜2丁目1の29 古河大阪ビル	K						
	※	大洋高圧工業株式会社	兵庫県神戸市東灘区本山町中野長者筋21	E						
	※	株式会社ロック製作所	大阪府大東市水野4丁目1の25	R						
	※	株式会社上杉輸送機製作所	大阪府大阪市西成区中開1の5	Q						
		川崎重工業株式会社	兵庫県神戸市中央区中町通2丁目1の18		KH					
					K、大					
					広、C					
					CA					
四国支部					CB					
					CE					
		神鋼機器工業株式会社	鳥取県倉吉市海田東町112	H	HJF					
					HGC					
					HP、HL、H					
					Y					
		萩尾高圧容器株式会社	愛媛県新居浜市多喜浜3-5-5	M						

なお、各社に割り振られていない文字は次のとおり

I、L、O

なお、各社に割振られていない文字は次の通り

I、L、O、P

※は液化石油ガスを充填する容器を現在製造していない製造者

第22条関係

特殊高压ガス、三ふつ化窒素、三ふつ化ホウ素及び四ふつ化ケイ素(以下「特殊高压ガス等」という。)の充填量は次のとおりとする。なお、最大充填量は、充填する容器の内容積1リットル当たりの特殊高压ガス等の最大質量(キログラム)で示すものである。

ガス名	最大充填量(kg/L)
特殊高压ガス	
アルシン	0.416
ジシラン	0.401
ジボラン	0.0699
セレン化水素	<u>1.376</u>
ホスフィン	<u>0.376</u>
モノゲルマン	0.0877
モノシラン	0.257
三ふつ化窒素	<u>0.508</u>
三ふつ化ホウ素	0.515
四ふつ化ケイ素	0.781

ガス名	(略)
混合ガス	

(平成9年通商産業省令第20号関係)

附則第4条関係

本条で指定する「圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器」及び「圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器」であって最高充填圧力が20MPaのものは、平成9年3月31日以前の最高充填圧力が200kg/cm²のものと「同一の型式」とみなすことができるものとする。

(9)の2 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の運用及び解釈について

(削除)

※は液化石油ガスを充てんする容器を現在製造していない製造者

第22条関係

特殊高压ガス、三ふつ化窒素、三ふつ化ホウ素及び四ふつ化ケイ素(以下「特殊高压ガス等」という。)の充てん量は次の通りとする。なお、最大充てん量は、充てんする容器の内容積1リットル当たりの特殊高压ガス等の最大質量(キログラム)で示すものである。

ガス名	最大充てん量(kg/L)
特殊高压ガス	
アルシン	0.416
ジシラン	0.401
ジボラン	0.0699
セレン化水素	<u>0.244</u>
ホスフィン	<u>0.207</u>
モノゲルマン	0.0877
モノシラン	0.257
三ふつ化窒素	<u>0.520</u>
三ふつ化ホウ素	0.515
四ふつ化ケイ素	0.781

ガス名	(略)
混合ガス	

(平成9年3月21日通商産業省令第20号関係)

附則第4条関係

本条で指定する「圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器」及び「圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器」であって最高充てん圧力が10MPaのものは、平成9年3月31日以前の最高充てん圧力が200kg/cm²のものと「同一の型式」とみなすことができるものとする。

(9)の2 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の運用及び解釈について

第2条関係

日本消防検定協会又は財団法人日本消防設備安全センターが試験を実施する消防用設備等に使用する容器にあつては、第2号と同様に扱うものとする。